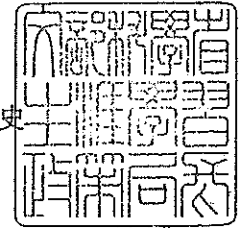


各都道府県教育委員会教育長
各指定都市都道府県市教育長
各指都道府県市教育長
各附属学校を置く国立大学法人学長
各中小高等学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の長
国立教育政策研究所長
独立行政法人国立女性教育会館理事長
独立行政法人国立青少年教育振興機構理事長

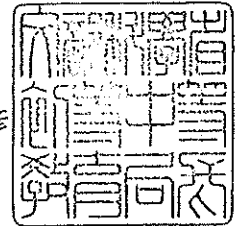
殿

文部科学省生涯学習政策局長
合田 隆



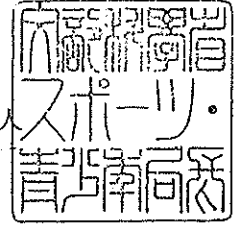
(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長
布村 幸彦



(印影印刷)

文部科学省スポーツ・青少年局長
久保 公人



(印影印刷)

平成25年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」の実施について(依頼)

これまで、内閣府主唱のもと、文部科学省その他の関係省庁等の参加により、毎年7月を「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」と定め、青少年問題等への対応の強化を図ってきました。

近年、児童買春や児童ポルノといった福祉犯罪が増加傾向にあることを踏まえ、平成22年度より新たに青少年の福祉を害する犯罪被害の防止も重点課題として加え、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と月間の名称を変更したところであり、本年度も、引き続き、幅広い関係省庁の参加と関係団体の協力・協賛を得て、国民の意識の高揚、青少年の非行等問題行動への対応の強化、福祉犯被害等の防止を図り、青少年の非行・被害防止のための活動を広く集中的に実施することとしています。

つきましては、貴職におかれましても、この月間の趣旨を踏まえ、青少年の健全育成、被害防止に一層御配慮くださるようお願いいたします。

また、このことについて、都道府県教育委員会、都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、それぞれその域内の市区町村、市区町村教育委員会、学校及び学校設置会社に対し、御周知いただくよう併せてお願いいたします。

【本件連絡先】

文部科学省スポーツ・青少年局青少年課企画係
電話 03-5253-4111 (内線3488)